



2020年2月

COVID-19と香港における「契約目的達成不能」(frustration)の法理

当事務所の近時の記事において、COVID-19の発生に引き続いて履行が困難又は不可能となった契約の履行を「免責」する「不可抗力」(*force majeure*)条項の法的効果を論じた。商事契約に「不可抗力」条項が含まれるのは珍しくはないが、それとは別に、状況によっては、コモンロー上の「契約目的達成不能」(frustration)の法理により、履行の免責を主張することも検討しうる。

「契約目的達成不能」(frustration)とは

香港法上、いずれの契約当事者の責めにも帰することのできない事象が発生し、当該事象が契約上もともと意図されていた契約当事者の権利及び義務を著しく変更したときは、「契約目的達成不能」の法理により、契約は解除される。ここでいう「変更」は、様々な形態や規模を取りうる。例えば、契約が事実上又は商業上履行不可能とされる場合もあるし、契約当事者の権利義務が徹底的に根本的に異なるものへと変化してしまう場合もある。当該事象が、契約当事者のいずれにも帰責できず、契約締結時合理的に予見できなかったときは、契約当事者いずれに対しても契約の継続を強いることは不当なので、「契約目的達成不能」の法理により、契約は解除されることになる。

「契約目的達成不能」とされる場合

「契約目的達成不能」の法理の適用範囲は狭く、裁判所は、商業契約を解除すべく不用意に干渉することはない。それゆえ、履行の免責を主張する契約当事者は、合意された権利又は義務がどのように「契約目的達成不能」となるか、的確に主張する必要がある。以下は、「契約目的達成不能」となる典型的な状況の例であり、これらと類似する状況にあるかどうか、検討する必要がある。

GALL

契約の履行が予期せず違法となる場合

- 契約締結時には契約の履行は適法であったが、事後的に法が変更されたことによってそれが違法となる場合がある。中国本土、香港及びマカオ全体に広く適用される規制が、移動、事業遂行及び他の社会生活の側面にかかわる場合、新たな規制、政策又は法によって、ある契約（のうちの条項）の履行が違法であったこととなる可能性がある。
- 例えば、ある契約が1年以内に建築工事を完了すべきものと定めており、関連する当局により許可されていたが、当該地域が現在では感染症予防のため隔離され、建設作業員が作業を開始することを許可されていない場合には、契約の履行は現地の規制や法に反するので、当該契約を完遂することは今や不可能となる可能性がある。

予期された事象が取り消される場合

- 契約目的を達成不能ならしめる事象によって、履行が「物理的」には不可能となるとはいえなくても、「商業的」には不可能となることがある。ある判例 (*Krell v Henry* [1903] 2 KB 740) においては、1902年に英国国王エドワード7世がその戴冠の手续を取り消した際、戴冠式を見ることを唯一の目的として原告のアパートを賃借した被告が、残った約定代金の支払を拒否した。当該アパートを戴冠式を見るためだけに賃借したことが双方当事者間で理解されていたため、裁判所は、戴冠の手續は契約の「基礎」であり、その取消しにより契約の「履行が妨げられた」として、当該契約の解除を認めた。被告がなおアパートを賃借することは物理的には可能であったが、商業的にはもはや不可能となったわけである。
- 同様に、状況が根本的に変化し、契約が商業的に「契約目的達成不能」となる場合がある。例えば、公的に開かれた大きな会議に料理を提供する代わり、代金を割引したケータリング業者が、当該会議が中止され、その代わり同じ価格で別の行事に料理を提供することを求められた場合には、商業的に「契約目的達成不能」であるとの主張が認められる可能性がある。

病気、就労不能又は死亡

- 不幸なことではあるが、COVID-19の性質に鑑みると、契約当事者が病気となり、就労不能となり、ひいては死亡する可能性も排除はできない。
- 例えば、短期間の労働契約であれば、従業員が病気になり、就労不能となり又は感染症予防のため隔離された場合には、「契約目的達成不能」となる可能性がある。しかしそれは、雇用の性質や期間、契約条項（傷病休暇や傷病手当に関する条項等）、及び回復の見込みや確率に大きく左右される。従業員がどの程度の期間欠勤するかという点以外にも、当該病気の長期的効果が、従業員が再び能率的に勤務する能力に影響しうるかも考慮しなければならない。例えば、激しい肉体労働を伴う場合には、従業員が回復したとしても、回復後長期間継続する効果によってなお体を痛める可能性があることを考慮すべきである。

ただし、この法理は、損な取引をした契約当事者を救済するものではないことは、念頭に置かなければならない。履行がより困難になったからといって、それだけで契約が「契約目的達成不能」となるわけではない。必要なのは、根本的に徹底的に権利義務が変化することか、商業的目的が完全に不可能となることである。

GALL

COVID-19と香港の情勢

COVID-19に関し何らかの裁判が起こされたかどうかはいまだ不明であるが、*Li Ching Wing v Xuan Yi Xiong* [2004] 1 HKLRD 754は、2003年に発生した重症急性呼吸器症候群 (SARS) の流行が、「契約目的達成不能」たらしめる事象にあたるかが問題となった判例である。この事件は、2年の賃貸借契約の賃借人が、SARSに関連して10日間の隔離命令を受けた際に、当該法理の適用を求めたものである。

裁判所は、この主張を認めず、10日という期間は、賃貸借の存続期間が2年であることに鑑みると些細な期間に過ぎず、また、SARSは、おそらくは予見不可能な事象であるものの、本件では双方契約当事者の「存続する契約上の権利又は義務の性質を著しく変更する」ものとはいえないと判断した。

この判例からすると、契約当事者が当該法理の適用を主張するためには、厳しい要件を立証しなければならず、かつ、契約当事者の契約上の義務及び権利が真に著しくかつ根本的に変更されたことが必要であることがわかる。SARSはWHOにより公式に「パンデミック」と宣言されたのに対し、COVID-19は現状「公衆衛生上の緊急事態」に分類されているにとどまることも、留意されてよい。

それゆえ、COVID-19により契約の履行につき異例の困難を経験している契約当事者は、契約が「契約目的達成不能」とされる可能性のある状況がないか、注意深く精査することが求められる。要件は厳しいものであり、契約当事者は、あらゆるリスクを最小化する措置を講じ、ビジネス上最も有利となるよう行動すべきである。

お問い合わせ



Nick Gall
シニア・パートナー
+852 3405 7666
nickgall@gallhk.com



Evelyn Chan
パートナー
+852 3405 7671
evelynchan@gallhk.com



Takashi Ugajin
外国法事務弁護士
+852 3405 7658
takashiugajin@gallhk.com



Adriel Wong
トレイニーソリシター
+852 3405 7638
adrielwong@gallhk.com

本記事に含まれる事項は、一般的な情報提供の目的のためのみに提供されるものであり、いかなる特定の事実や状況に対しても、法律上、会計上、金融上又は税務上の助言や意見と解釈されてはならず、そのようなものとして依拠されてはならないものとします。当事務所は、本記事に含まれる情報に依拠して生じる作為又は不作為により直接的又は間接的に生じるいかなる損害にも、責任を負いません。読者固有の状況や特定の法的疑問については、それらに関する法的助言を依頼することをぜひご検討ください。